

内閣参質九二第九号

昭和五十五年八月二十六日

内閣総理大臣 鈴木善幸

参議院議長 徳永正利殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩県中城湾及び金武湾の油汚染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩県中城湾及び金武湾の油汚染に関する質問に対す

る答弁書

一について

本件汚染は、原油タンカーからの廃油の不法排出によるものと推定される。

また、廃油ボールの漂着は、七月二十一日から七月二十五日にかけて、沖繩県金武中城港を中心とする沿岸一帯において確認されている。

二及び三について

我が国に出入港する原油タンカーが航行する南西諸島周辺の海域においては、従来から、第十一管区海上保安本部の巡視船艇及び航空機により、海洋汚染防止のための監視・取締りを行ってきたところであるが、本年一月からは、これに加えて、ヘリコプターとう載型巡視船を配

備し、監視・取締りを強化している。